



各位

2020年4月24日

イワキ株式会社

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言下における当社グループの対応のお知らせ

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表します。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大が続くなか、緊急事態宣言下における対応として、下記の通りとする旨、お知らせいたします。

今後も社員の安全を優先して、新型コロナウイルスの拡散防止に努めながら事業の継続に努めてまいります。お取引先の皆さまにはご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

I 当社グループ社員の在宅勤務

緊急事態宣言下においては全ての社員は原則として在宅勤務としています。厚生労働省から事業継続が指示されている医薬品の輸入・製造・販売に係る業務につきましては、医薬品の安定供給を確保できる範囲で在宅勤務、時差出勤などで対応しています。

1. 勤務形態及びそれに準じる期間

- ・5月6日（水）まで全従業員は在宅勤務としています。
- ・出社が不可避の業務に限り必要最低限の人員の出社としています。
- ・対象期間中、執務スペースの「密閉」「密集」「密接」を避けています。

※期間は延長となる可能性があります。

2. 対象拠点

- ・全事業所

3. 対象者

- ・全従業員（パート社員、嘱託社員含む）、派遣社員

4. 当社グループの現時点での在宅勤務の状況

- ・営業職：約 90%
- ・事務職：約 60%



- ・研究職：約 10%（医薬品の輸入・製造に係る業務を含む）
- ・製造職：約 10%（医薬品の輸入・製造に係る業務を含む）

5. その他及び業務の状況等

- ・不要不急の会議、会合は引き続き中止または延期いたします。
- ・この間、公私を問わず海外から帰国した場合は、二週間の在宅勤務ののち出社可能とすることといたします。
- ・本社代表電話、また受発注の業務に携わっている部署の外線電話は繋がりにくくなることが想定されます。
- ・営業における担当の携帯電話は通常通り通じますが、極力メールにてお問合せ下さいますようお願いいたします。

Ⅱ 当社グループの事業活動など

緊急事態宣言下において当社の事業活動で重要な役割は医薬品等の安定供給であり、その体制維持に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に貢献できる活動に取り組んで参ります。

1. 医療用医薬品等

- ・医薬品・原薬等の製造におきましては、安定供給の確保を前提として、「密閉」「密集」「密接」を避けて事業を継続いたしますが、交代勤務、土日およびゴールデンウィーク期間中の操業停止により社員の感染リスク軽減に努めます。
- ・手指消毒剤の製造・販売におきましては、製造委託先に増産を要請するとともに、自社備蓄在庫は可能な限り医療機関・公的機関などへの提供をしています。また、うがい薬におきましても、製造委託先に増産を要請しています。

2. 人工呼吸器等

- ・人工呼吸器関連におきましては、関連機器の酸素ブレンダーの仕入先に増産を要請しています。また、「COVID-19 対策 ECMO 研修会」のシミュレーション用として当該機器を貸与しています。また、新製品として国内で不足している人工呼吸器の輸入販売、臨床現場で必要とされている成人用人工呼吸器向けディスポーザブル式テスト肺の輸入・販売を計画しています。人工呼吸器は年内、テスト肺は夏頃の上市を予定しています。

3. マスク等

- ・非医療用マスクの備蓄品および今後調達を予定しているものにつきましては、当面の間は感染症指定医療機関などへ寄付いたします。社員向けには布マスクの配布を開始しています。



Ⅲ 社員への実施策

社員に対しては、以下の通りの在宅勤務支援および指示を実施しています。

1. 在宅勤務支援策

- ・ベビーシッターサービスの利用支援
- ・小学校等の休校に伴う特別休暇の付与
- ・振替休日の活用・在宅勤務における勤務時間帯変更の許可

2. 社員への指示

- ・毎日の検温とその報告を義務化
- ・プライベートにおいても夜間および特定の飲食店などへの出入りを禁止
- ・やむを得ず出社した際には、1) マスク着用、2) 手指消毒、3) 行動記録を義務化
- ・主にゴールデンウィーク期間においては、拠点から遠方への帰省や旅行等の移動を行わないよう要請。※但し、特別な事情の場合はその限りではない。

以上